

施設利用約款

(約款の適用)

第1条

会津ゴルフガーデン、ベストゴルフ若松（以下「本練習場」という）を利用する方（以下「利用者」という）は、本約款に従って利用するものとします。

(利用契約の成立)

第2条

利用者は、本約款を承諾の上、本練習場を利用するものとします。

(利用の拒絶)

第3条

本練習場は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度または将来にわたり、本練習場の利用をお断りする事があります。

- (1) 天災その他やむを得ない事情により、本練習場の全部または一部を閉鎖するとき
- (2) 利用者が公の秩序又は善良な風俗に反する行為を行ない若しくはこれらの行為を行う恐れがあると本練習場が認めたとき
- (3) 利用者が暴力的不法行為を行なう恐れがある者と認められるとき
- (4) 利用者が偽名又は他人名義で利用したとき
- (5) 利用者が泥酔し又は覚せい剤等の薬物を使用したとき
- (6) 利用者が刃物、危険物等を所持しているとき
- (7) 利用者がルール・マナーに著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
- (8) 利用者が暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と認められるとき
- (9) 利用者が他の利用者に故意に損害・迷惑を与えたとき、または与える可能性があるとき
- (10) その他、本約款に違反したとき

(休業日、営業時間)

第4条

本練習場の休業日及び営業時間は、本練習場が別に定めるところによります。また本練習場はこれらを臨時に変更することがあります。

(利用料金等)

第5条

本練習場を利用する場合、利用者は本練習場が別に定める利用料金を支払うものとします。

(貴重品、ゴルフ用具等他所持品の管理)

第6条 利用者は、貴重品その他の携行品等は、自らの責任において管理するものとし、本練習場は、場

所の如何を問わず、利用者の貴重品その他の携行品の紛失・盗難・滅失・毀損等について一切の責任は負わないものとします。

(自己責任とマナー遵守)

第7条

利用者は、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り、自己の責任において本練習場を利用するものとします。

(駐車場)

第8条

本練習場が定める駐車場(自転車駐車場を含む)において自動車等の事故による損傷又は車内の携帯品の盗難等があっても本練習場では一切の責任は負いません。

(禁止事項)

第9条

本練習場では利用者が楽しく安全に利用していただけるよう、以下に掲げる事項を必ず順守してください。

- (1) 指定打席以外を使用する行為
- (2) プレーヤー以外の方が打席ゾーンに立ち入る行為
- (3) 通路等、打席以外での素振り、パッティング等を行う行為
- (4) 本練習場が指定する場所以外でのボールの使用
- (5) フェアウェイ区域に立ち入る行為
- (6) 打席マット、打席間仕切りを移動する行為(ただし、本練習場が許可する場合を除く)
- (7) 本練習場指定以外のボールの使用
- (8) 本練習場の撮影、録音等の行為(ただし、本練習場が許可する場合を除く)
- (9) 本練習場に所属していないゴルフレッスンプロなどがレッスンを行う行為及び本練習場に所属していないゴルフレッスンプロなどによるレッスンを受ける行為
- (10) 喫煙所以外での喫煙

(強風、雪、異常気象時の注意事項)

第10条

強風、雷、地震、異常気象などの際、本練習場の指示があった場合は、利用者は本練習場の利用を中断し、本練習場の係員の指示に従うものとします。又、火災、大規模災害が発生した場合も同様とします。

(喫煙に関する注意事項)

第11条

打席、クラブハウス内では、所定の場所以外での喫煙は禁止します。また本練習場内における歩行中の喫煙も禁止します。

2 所定の場所において喫煙する場合は、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り、自己の責任におい

て所定の場所を利用させていただきます。

(長尺クラブの使用)

第 12 条

本練習場では「長尺クラブ」(本練習場においては、シャフトの長さが 46 インチ以上のクラブを指します)の使用については、これにより第三者又は本練習場に損害を生じさせた場合には全て利用者自身の責任と負担において解決し、本練習場に何らの責任を生じさせないことを確約し、十分な注意義務をはらうことを条件に承諾します。万一、長尺クラブを使用して発生した事故については、利用者の責任において処理させていただきます。本練習場では一切の責任を負いません。

(プリペイドカード、回数券、商品券の紛失、盗難)

第 13 条 プリペイドカード、回数券、商品券を紛失し、または盗難にあった場合の利用者の損害について、本練習場は一切の責任を負いません。

(第三者への賠償)

第 14 条

利用者が、本練習場を利用中に、他の利用者または第三者から傷害、破損その他の損害を被った場合は、その相手方に対して直接損害賠償の請求等をするものとし、本練習場はそれに関し一切責任を負いません

(本練習場への損害)

第 15 条

利用者が、故意または過失によって本練習場に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(持込禁止品)

第 16 条

利用者は、本練習場内に次のものを持込むことはできません。

- (1) 動物、鳥類等(ペット含む)及び家畜類(身体障害者補助犬法に定められた補助犬を除く)
- (2) 悪臭又は騒音を発するもの
- (3) 鉄砲、刀剣類
- (4) 発火、爆発の恐れのあるもの
- (5) その他、本練習場が別途定めるもの

(禁止行為)

第 17 条

利用者は、本練習場内において、次の行為はお断りいたします。禁止行為から生じた事故、不測の事態に対して当練習場は一切責任を負いません。

- (1) 賭博その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売及び広告宣伝等の営業行為

(3) 定められた場所以外での飲食、喫煙行為

(4) その他、第三者に迷惑を及ぼす行為、又は不快感を与える行為

(諸規則の遵守)

第 18 条

利用者は本約款ならびに施設内告知等による指示に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、または利用者が損害を受けた時も、当練習場は一切のその責任を負いません。

(個人情報の取り扱い)

第 19 条

本練習場は運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、別途定める「個人情報保護方針」に則り管理いたします。また、会員登録の際にご記入いただいた個人情報は利用者の来場管理の他、業務上必要な問合せ、イベント等のご案内および会費に関するDMを発送する場合に利用させていただく場合があります

(約款の改定)

第 20 条

本練習場は、必要に応じ本約款を改定することができるものとします。

以 上

会津ゴルフガーデン

ベストゴルフ若松

2022年12月1日制定